

富山県建設業協会長 殿

富山県農林水産部長

「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平素は、本県農林水産行政について格段のご協力を賜り心から感謝申し上げます。つきましては、別添のとおり、国土交通省において「『令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について』及び『令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について』の運用に係る特例措置について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国会公契第 26 号ほか）が定められたことを踏まえ、農林水産部所管の業務においても下記のとおり運用することを部内関係機関に通知したので、関係者への周知方、ご協力をお願いします。

記

1 特例措置の内容

「令和 6 年 3 月から適用する調査設計業務等の技術者基準日額、施設機械等の労務単価について」（令和 6 年 2 月 22 日付け 5 農振第 2814 号）により、令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け 5 農振第 2772 号）により、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、以下の特例措置を定め、受注者に対し業務委託料の変更契約を行うものである。

特例措置

・令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算にあたって、令和 5 年 3 月から適用した設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）及び公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格

k ：当初契約の落札率

2 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

事務担当： 農村整備課 技術管理係

変更手続方法

発 注 者

↓（特例措置の該当業務であることを説明）

受 注 者

↓（協議書によるとりかわし）……打合簿

発 注 者

↓（特例措置に基づく変更契約）

※新技術者単価及び新労務単価、当初契約時点（R06. 3 月）の資材単価を反映した適用世代「0 6 0 3 0 1」により変更する。

受 注 者

国会公契第 26 号
国官技第 343 号
国営管第 444 号
国営整第 182 号
国港総第 620 号
国港技第 110 号
国空予管第 1450 号
国空空技第 536 号
国空交企第 405 号
国北予第 19 号
令和 6 年 2 月 16 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
	営 繕 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和 6 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国官技第 338 号、国港技第 106 号、国空空技第 525 号）により、令和 6 年 3 月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国不建キ第 65 号、国港技第 112 号）により、令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 53 年 11 月 21 日付け建設省営管第 383 号）第 3 各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和 55 年 12 月 1 日付け港管第 3722 号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和 5 年度設計業務委託等技術者単価について」（令和 5 年 2 月 14 日付け国官技第 289 号、国港技第 97 号、国空空技第 438 号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和 5 年 2 月 14 日付け国不建キ第 40 号、国港技第 99 号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1) 「土木設計業務等委託契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号）別冊土木設計業務等委託契約書第 58 条
- (2) 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」（平成 8 年 2 月 29 日付け港管第 444 号）別冊設計・測量・調査等業務契約書第 59 条
- (3) 「建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (4) 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」（平成 10 年 10 月 1 日付け建設省営管発第 335 号）別冊建築設計業務委託契約書第 63 条
- (5) 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (6) 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」（平成 13 年 2 月 15 日付け国営管第 7 号、国営技第 2 号）別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条
- (7) 「調査・測量等業務契約書について」（平成 22 年 10 月 29 日付け国空予管第 628-2 号）第 58 条
- (8) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 396 号）別冊調査業務請負契約書第 56 条
- (9) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」（平成 23 年 1 月 17 日付け国営管第 397 号）別冊業務契約書第 46 条
- (10) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号）別冊発注者支援業務委託契約書第 51 条
- (11) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」（平成 24 年 1 月 27 日付け国港総第 577 号）別冊発注者支援等業務契約書第 61 条